

介護保険料納付証明書を 送付します

令和3年1月1日～12月31日にお支払い頂いた介護保険料の納付証明書を、知多北部広域連合から令和4年1月末頃に送付します。支払った介護保険料は、確定申告などの社会保険料控除の対象となります。

※年末調整などで事前に必要な方は見込み額での納付証明書(特別徴収分を含む)を発行しますので、役場ふくし課へ申請してください。

☎ 知多北部広域連合
事業課

☎ 052(689)2261

☎ 役場ふくし課

内線127

	対象	内容
送付される方	納付書または口座振込により納付した方(普通徴収)	令和3年1月1日～12月31日に支払った介護保険料の納付済額
	障害年金、遺族年金から天引きされた方(特別徴収)	
送付されない方	公的年金から天引きされた方(特別徴収)	年金保険者(日本年金機構など)から送付される「公的年金等の源泉徴収票」を利用

償却資産の申告

申告期間の終了間際は、窓口が大変混み合いますので早めに申告してください。

●償却資産とは

会社や個人で事務所、工場、商店、アパートなどを経営している方が、その事業のために所有している構築物、機械、工具などのこと。償却資産には、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。また、事業用を使う太陽光発電設備も償却資産に含まれます。※農耕作業用トラクターは軽自動車税(種別割)の課税対象へ変更になりました。住民税係でナンバープレートとの交付手続きをしない

てください。

●申告が必要な方

令和4年1月1日(賦課期日)現在、町内に償却資産を所有している方

※資産の増減のない方や休業、廃業、移転などで資産がなくなった方も申告が必要

●申告期間

令和4年1月4日(月)～1月31日(日)

●申告方法

郵送(消印有効)、エルタックス、または直接問い合わせ先へ

☎ 国税務課

内線116

(住所不要) 資産税係

☎ 4702192



エルタックス

家屋の取り壊しや 改築をしたら 連絡を!

固定資産税は毎年1月1日(賦課期日)現在の状況で課税されます。住宅の取り壊し、新築、増築、店舗・事務所から住宅への改築、住宅から店舗・事務所への改築などが行われた場合、固定資産税・都市計画税が変わることがあります。

家屋の全部または一部を取り壊したときや、新築、増築、改築、用途変更したときは問い合わせ先へ連絡をお願いします。

☎ 国税務課

内線116



12月は飲酒運転根絶強調月間

飲酒運転は「絶対にしない、させない、許さない」という共通認識のもと、飲酒運転四ない運動を徹底し、

地域から飲酒運転を根絶しましょう!



●飲酒運転四ない運動

●運転者は:

・運転するなら酒を飲まない

・酒を飲んだら運転しない

●家庭・地域では:

・運転する人に酒をすすめない

・酒を飲んだ人に運転させない



●12月1日～10日は年末の交通安全県民運動

県内では高齢者の交通事故死・死亡事故が多発しています。地域で一丸となって、高齢者や子どもたちを交通事故から守りましょう!

☎ 防災交通安全課 内線348